

参 考

1-1	委員名簿（平成 18・19 年度）	107
1-2	委員名簿（平成 20 年度）	108
2	実施状況（平成 18 年度～20 年度）	109
3	資料「地域の福祉としての施設のあり方」	111

参考1-1

平成18年度・19年度施設のあり方研究会 委員名簿

(50音順・敬称略)

	氏名	よみがな	所属先等	備考
1	◎ 相沢 毅	あいざわ たけし	特別養護老人ホーム さくら苑	推進作業部会
2	相澤 雅則	あいざわ まさのり	成田国際福祉専門学校	推進作業部会 公募委員
3	浅野 美由紀	あさの みゆき	特別養護老人ホーム 第二松丘園	
4	飯田 大輔	いいだ だいすけ	(社福)福祉楽団	推進作業部会 公募委員
5	五十嵐 伸光	いがらし のぶみつ	特別養護老人ホーム さざんか園	
6	池田 昌弘	いけだ まさひろ	特養・老健・医療施設エックア研究会	推進作業部会
7	○ 泉田 照雄	いずみだ てるお	福祉ジャーナリスト	推進作業部会
8	今木 康之	いまき やすゆき	特別養護老人ホーム つつじ苑	
9	太田 令子	おおた れいこ	千葉リハビリテーションセンター 地域連携部	推進作業部会 公募委員
10	小川 章	おがわ あきら	船橋市福祉サービス部 高齢者福祉課	推進作業部会
11	小野寺 巖	おのでら いわお	特別養護老人ホーム 市原園	
12	清水 直子	しみず なおこ	特別養護老人ホーム セイ美浜	
13	正田 貴之	しょうだ たかゆき	特別養護老人ホーム 松寿園	
14	鈴木 広美	すずき ひろみ	特別養護老人ホーム 九十九里園	
15	田代 政史	たしろ のりふみ	特別養護老人ホーム じょうもんの郷	公募委員
16	田中 要太	たなか かなた	特別養護老人ホーム 美香苑	
17	鳥越 浩	とりごえ ひろし	NPO法人 ハートアップーあい	推進作業部会 公募委員
18	林 房吉	はやし ふささち	特別養護老人ホーム 淑徳共生苑	
19	日高 和枝	ひだか かずえ	特別養護老人ホーム グリーンル	
20	増山 昌孝	ましやま まさたか	特別養護老人ホーム 光風荘	
21	松本 善之	まつもと よしゆき	君津市消防本部 救急救命士	推進作業部会 公募委員
22	三浦 成	みうら せい	(社福)大網白里町社会福祉協議会 増穂支部	
23	三橋 俊一	みつはし しゅんいち	(社福)習志野市社会福祉協議会	
24	○ 湯川 智美	ゆかわ さとみ	特別養護老人ホーム プレゲ 本埜	推進作業部会
25	吉原 久喜	よしはら ひさよし	松戸市五香地区民生児童委員協議会	推進作業部会 公募委員

◎…会長 ○…副会長

参考1-2

平成20年度施設のあり方研究会 委員名簿

	氏名	所属先等	部会
1	相沢 毅	特別養護老人ホームさくら苑	会長(施設ケア)
2	湯川 智美	特別養護老人ホームプレーゲ本埜	副会長(地域拠点)
3	① 三橋 俊一	(社福)習志野市社会福祉協議会	地域拠点 座長
4	② 五十嵐 伸光	特別養護老人ホームさざんか園	地域拠点 副座長
5	③ 鳥越 浩	軽費老人ホームほんだくらぶ	地域拠点 副座長
6	④ 相澤 雅則	成田国際福祉専門学校	地域拠点
7	⑤ 太田 令子	千葉リハビリテーションセンター地域連携部	地域拠点
8	⑥ 清水 直子	特別養護老人ホームセイワ美浜	地域拠点
9	⑦ 正田 貴之	特別養護老人ホーム松寿園	地域拠点
10	⑧ 鈴木 広美	特別養護老人ホーム九十九里園	地域拠点
11	⑨ 日高 和枝	特別養護老人ホームグリーンヒル	地域拠点
12	⑩ 増山 昌孝	特別養護老人ホーム光風荘	地域拠点
13	⑪ 松本 善之	君津市消防本部救急救命士	地域拠点
14	⑫ 吉原 久喜	松戸市五香地区民生児童委員協議会	地域拠点
15	① 林 房吉	特別養護老人ホーム淑徳共生苑	施設ケア 座長
16	② 今木 康之	特別養護老人ホームつつじ苑	施設ケア 副座長
17	③ 浅野 美由紀	特別養護老人ホーム第二松丘園	施設ケア
18	④ 市原 好範	勝浦市特別養護老人ホーム総野園	施設ケア
19	⑤ 田代 政史	特別養護老人ホームじょうもんの郷	施設ケア
20	⑥ 田中 要太	特別養護老人ホーム美香苑	施設ケア
21	⑦ 前島 良朗	特別養護老人ホーム九十九荘	施設ケア

平成20年度施設のあり方研究会 アドバイザー

1	泉田 照雄	福祉ジャーナリスト
---	-------	-----------

参考2

実施状況

《平成18年度》：千葉県高齢者保健福祉計画推進作業部会

「施設のあり方研究会」

1. 施設のあり方研究会

- 第1回 平成18年 7月14日(金) 18:00～
- 第2回 平成18年 8月17日(木) 18:00～
- 第3回 平成18年 9月20日(水) 18:00～
- 第4回 平成19年 2月19日(月) 18:00～
- 第5回 平成19年 3月27日(火) 18:00～

2. 事前準備会

- 第1回 平成18年 8月 4日(金) 18:00～
- 第2回 平成18年 8月30日(水) 18:00～
- 第3回 平成18年 9月 6日(水) 18:00～

3. プログラム作成委員会

- 第1回 平成18年10月11日(水) 18:00～
- 第2回 平成18年10月25日(水) 18:00～
- 第3回 平成18年11月 9日(木) 18:00～
- 第4回 平成18年11月20日(月) 18:00～
- 第5回 平成18年12月13日(水) 18:00～
- 第6回 平成18年12月25日(水) 17:30～
- 第7回 平成19年 1月 9日(火) 18:00～
- 集中検討会 平成19年1月20日(土)～1月21日(日)
- 第8回 平成19年 1月23日(火) 18:00～

4. 地域別意見交換会

(1) 東葛北部地域

日時：平成19年 1月25日(木) 14:00～
会場：けやきプラザ会議室(我孫子市)

(2) 印旛山武地域

日時：平成19年 2月 9日(金) 13:30～
会場：特別養護老人ホーム志津ユーカーリ苑(佐倉市)

(3) 君津地域

日時：平成19年 2月14日（水）13：30～
会場：かずさアーク会議室(木更津市)

《平成19年度》：千葉県高齢者保健福祉計画推進作業部会

「施設のあり方研究会」

1. 施設のあり方研究会

第1回 平成20年 2月15日（金）18：00～

2. モデル事業

（地域拠点）

社会福祉法人 翠耀会 特別養護老人ホーム グリーンヒル

社会福祉法人 六親会 特別養護老人ホーム プレーグ本埜

（施設ケア）

社会福祉法人 淑徳福祉会 特別養護老人ホーム 淑徳共生苑

社会福祉法人 さつき会 特別養護老人ホーム つつじ苑

《平成20年度》：「千葉県高齢者福祉施設のあり方研究会」

1. 施設のあり方研究会

第1回 平成20年 5月27日（火）18：00～

第2回 平成20年 9月12日（金）18：00～

第3回 平成21年 3月16日（月）17：00～

2. 事前準備会

第1回 平成20年 5月 7日（水）13：00～

3. 施設のあり方研究会地域拠点部会打合せ

第1回 平成20年12月18日（木）18：00～

4. モデル事業

（地域拠点）

社会福祉法人 恵友会 特別養護老人ホーム 九十九里園

社会福祉法人 六高台福祉会 特別養護老人ホーム 松寿園

（施設ケア）

社会福祉法人 清郷会 特別養護老人ホーム 九十九荘

社会福祉法人 恩賜財団済生会 勝浦市特別養護老人ホーム 総野園

参考 3

施設のあり方研究会「地域の福祉としての施設のあり方」

1. 社会福祉事業法等の一部を改正する法律、社会福祉法の施行

社会福祉の基盤整備→社会福祉事業法の制定 [1951年（昭和26年）]

敗戦による緊急対策（生活困窮者対策）から福祉増進の積極的理念を願望としてもり込み制定された。その実施体制において、「公的責任の原則」に従い、戦後の我が国の社会福祉制度は新たな歩みをはじめることとなる。

そうしたなか、多くの社会福祉施設は、経営を中央集権的な措置制度に依存してきた。その後、国家は法体制を広げ、公的制度は一律的に発展はしてきたが、しかし、それは我が国の社会福祉における「保護、救済」に基づく狭義な範囲でのものであったと思われる。



在宅福祉サービスの基盤整備→計画的推進、コミュニティへの注目 [1970～1990年代]



社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」いわゆる「社会福祉法」が制定 [2000年（平成12年）]

社会構造の変容によって普遍化、多様化、複雑化してきた今日の福祉需要に対応するため社会福祉基礎構造改革は推進されてきた。1998年には、中央社会福祉審議会社会福祉構造改革委員会により、「社会福祉基礎構造改革（中間まとめ）」、「社会福祉基礎構造改革を進めるに当たって（追加意見）」を公表した。

社会福祉基礎構造改革では、利用者の利益の保護、措置から契約制度への転換、そして何よりも特徴として掲げなくてはならないのは、「地域福祉の推進」が謳われたことである。社会福祉事業法が制定されてから50年の経過を辿り、21世紀を目前に向えた時点において「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」社会福祉法が制定、ここで、社会福祉基礎構造改革のひとつの区切りを迎え、今後の社会福祉の方向性が示されたことになる。

社会福祉法においては、福祉サービスの利用者は保護・救済の対象としてではなく、自らの意志と選択により自立していく主体であるという考え方が示されており、そこでは、地域福祉の推進をはじめとする社会福祉の基本理念の実現を、計画的かつ統合的な施策の具現化として規定されている。

2. 今日これからの社会福祉の目的

今日は新たな「福祉国家」ないし「社会福祉」の概念とコンセプトの構築が必要となり、具体的にはそれがどのような「社会」であるかを検証・構想することが不可欠であると考えられる。

福祉の対象者を限られた特定の人々とするのではなく、国民すべてとするものであり、国民ニーズに応えるサービスの統合化を図ることが必要である。

「福祉国家の質的限界」

*画一主義

国民の側も豊かになり福祉ニーズが多様化してきたにもかかわらず、給付を利用者のニーズに合わせる事が難しくなった状況下において、官僚主義的合理主義のためにサービスが硬直的になったこととする。

*パターンリズム

自己決定や自己責任の立場から批判されるとし、国民の判断力を信用せず政府が物事を決めるのが結局は国民のためになるという発想がその根幹に横たわっており、個人の自由や独立を認めない傾向が顕著になり批判されることとなる。

*セクショナリズム

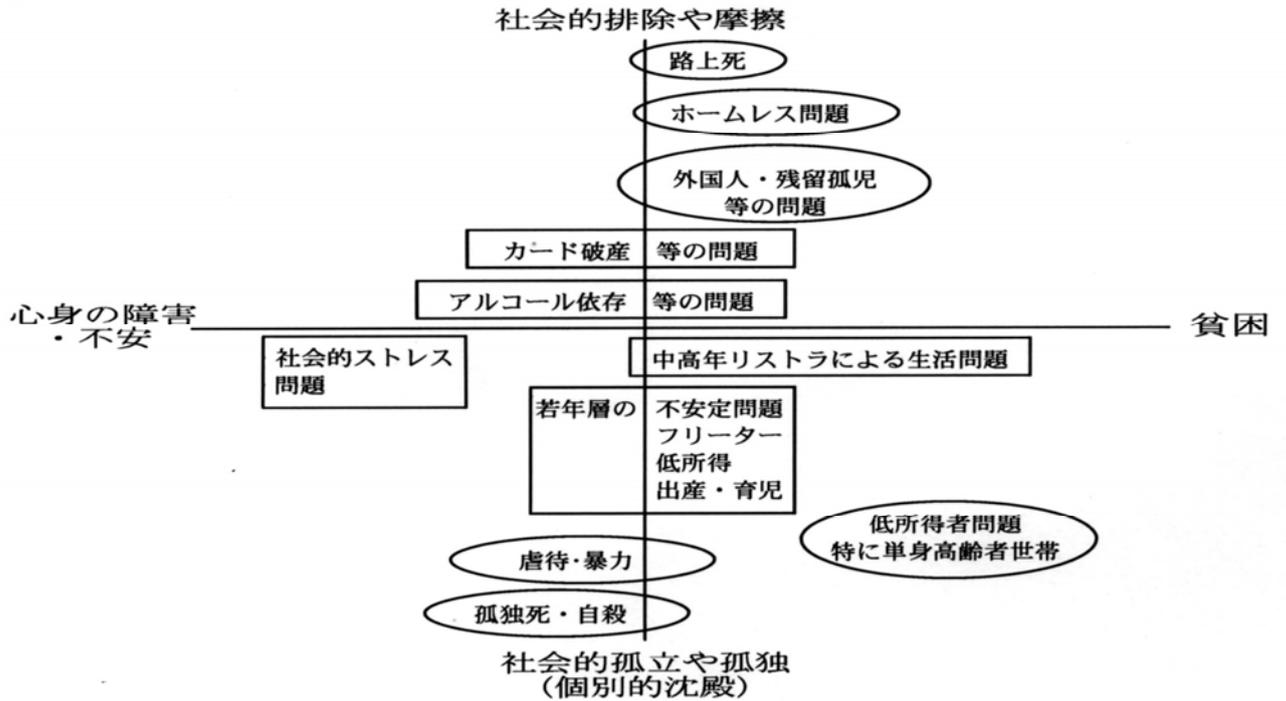
複雑化、多様化している福祉ニーズに横断的、包括的に対応できない問題がある。

3. 新たな社会福祉の課題の出現とその要因

「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書を受けて社会構造の変容において、既存の社会資源では対応できない新たな社会福祉の問題が発生しているのも現状であり、社会福祉法が施行された同年、社会的排除の問題に言及した厚生省社会・援護局は「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」を2000年設置し、同年12月、同検討会による報告書が出された。同報告者は、「社会的援護を要する人々に対する」全ての問題を論じ尽くすことはできなかったが、問題の所在と「社会福祉のあり方」の見取り図というべきものの整理を行えたものであると、示している。同報告書には、問題が発生しながらも解決に至らない理由として、個人・家族・地域・職域の要因、行政実施主体の要因、福祉サービス提供側の要因を示されている。(同報告書図表2-1参照)

EU諸国では、現在の最重要政策課題の一つが社会的包摂(Social Inclusion)であって、これは社会的排除(Social Exclusion)の問題が深刻の一途をたどるなかで、それらの対応策が政治的に求められてきたことになる。社会的排除の定義はEU諸国との違いはあっても、わが国においてもまだ対制度化されていない潜在的な福祉ニーズ、つまり福祉の対象を総合的、開発的に捉える社会福祉をどのように再編していくのが課題である。そのためには、地域社会での支えあい活動の取組みの推進が重要となる。

図表2-1 現代社会の社会福祉の諸問題



※ヨコ軸は貧困と、心身の障害・不安に基づく時間を示すが、タテ軸はこれを現代社会との関連で見た問題性を示したもの。
 ※各問題は、相互に関連しあっている。
 ※社会的排除や孤立の強いものほど制度から漏れやすく、福祉的支援が緊急に必要。

4. 地域福祉とは

社会福祉法

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない

①地域福祉とは、

それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方である。

地域福祉は、対制度化された福祉サービス、事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政、関係諸機関、社会福祉関係者が協働することによって支えられる。

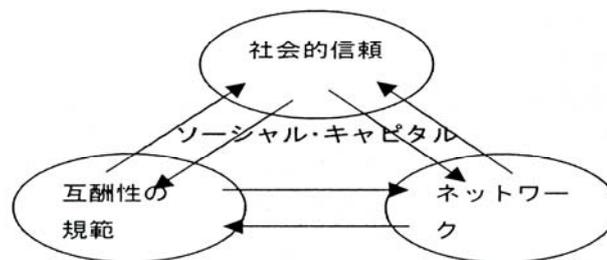
②地域力(ちいきりよく)とは、

地域社会の問題について、市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のことをいう。また、そうした地域力を醸成していく過程をエンパワーメントという。

③ソーシャル・キャピタル(Social capital)とは、

従来は、自助、共助による、個別の問題を解決してきた家族や地域の「つながり」が今日、希薄化している。このような現状を捉え、「つながる社会」をどのように構築していくかを考察されていかななくてはならない。近年、「ソーシャル・キャピタル (Social Capital)」という新しい概念が注目を集めつつある。社会学、政治学、経済学、経営学などにおいて用いられる概念。人びとの協調行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができるという考え方のもとで、社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を説く概念である。

図表Ⅱ-1 ソーシャル・キャピタルの概念イメージ



5. 地域における施設の役割とは、地域社会の課題の解決に向けて

利用者の生活やプライバシーを配慮しながらも、地域にある施設の機能を積極的に地域社会のために活用しなくてはならない。

①施設の地域拠点としての役割

＊施設の建物（場の提供）設備、機器の活用

災害時の拠点、防犯活動の参画

＊専門機能の活用

施設（内）⇒地域（外）

相談支援事業、介護（予防）教室、栄養管理指導 など

＊教育機能の活用

児童・生徒・学生に対しての福祉体験、実習生の受入れ

講師の派遣、地域での福祉人材の発掘 など

＊企業との連携

＊ボランティア活動のためのマネジメント体制の構築

②施設（施設職員）の役割とは

各々の地域において存在する福祉課題を明らかにし、解決にむけた活動を通して、地域

の人とともに考え、行動する存在として認知されることが必要となる。また、地域の人
が自らの問題として捉えるよう支援する地域のコーディネーターの役割が必要となる。

6. 地域における課題やニーズの探索

「地域で共有されている福祉課題」は、より具体的にどのような課題やニーズが存在する
のか、などについて事前に調査しておく必要がある。具体的な方法としては、自治体
の政策の調査、地域にある関係団体の活動について情報を集める、実際に話を聞いた
りする、地域住民にヒアリングをして直接ニーズを探る、などが考えられる。

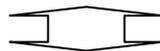
①実態調査

②地域の社会資源の把握

地域には暮らしを支える資源がある。コーディネートする際には、対制度化されたサ
ービスだけではなく、地域にある生活関連の幅広い資源を対象としなくてはならない。

③地域における福祉課題、ニーズの検討

- * 地域での福祉活動の実態
- * 地域住民へのヒアリング



④施設の役割、施設機能の活用の検討

7. モデル事業の取組みのプロセス

(目的)

- * 施設運営の向上につながる地域活動の受け入れ
- * 地域のニーズや課題解決につながる施設の取組み
- * 地域住民同士の交流につながる活動

施設が「地域の拠点」となるため、モデル事業では次のようなアプローチを進める。

ステップ1：施設が地域の拠点となることへの職員の理解と認識の共有



ステップ2：拠点となる取組みが安定かつ効果的に実施できる体制の整備



ステップ3：具体的事業の実践



ステップ4：取組みの評価と検証